

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた注意事項について

～ 第56回診療報酬請求事務能力認定試験を受験される方へ ～

第56回診療報酬請求事務能力認定試験を受験される方は、試験当日に万全の体調で臨めるよう感染予防・健康管理に十分注意するとともに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止及び受験される方の安全確保のため、下記の事項にご注意いただきますようお願いいたします。

記

1 検温の実施、体調不良の方の受験

- (1) 試験当日の朝、各自必ず検温を実施した上で、自身の健康状態を確認してください。
- (2) 政府等から示されている感染症についての相談・受診の目安等を踏まえ、次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験できません。
 - ① 感染症に罹患し、治癒していない方
 - ② 息苦しさ、強いだるさ（倦怠感）、37.5度以上の発熱や咳等の風邪の症状のいずれかがある方
 - ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触があり、医師又は保健所等の指示により試験日時点で自宅待機となっている方
 - ④ 過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航歴がある方
- (3) 試験当日、試験会場内において検温を行います。検温時に37.5度以上の発熱が認められた場合は受験できません。
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
また、妊娠されている方、心臓病・糖尿病・高血圧症などの基礎疾患がある方も受験を控えることをお勧めします。
- (5) 試験当日、試験会場内において咳を繰り返すなどの症状が見られる方には、試験監督者の判断で受験をお断りすることがあります。
- (6) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験監督者に申し出てください。

2 マスクの着用、手指消毒の実施

- (1) 試験当日、試験会場内では感染予防のため、マスクを必ず着用してください

い。マスクを着用していない場合は入場できません。

ただし、本人確認時の写真照合の際は、試験監督者の指示に従い、一時的にマスクを外してください。

(2) 試験室への入場前には、手指消毒を徹底してください。

3 試験会場内の混雑緩和等

(1) 試験当日、入場時及びトイレ混雑時に行列ができる場合には、他の受験者との間に十分な距離（できれば 2m、最低 1 m）を保ってお並びください。

また、試験終了後の退場時は、試験監督者の指示に従い、退場してください。

(2) 試験会場では試験時間外であっても他者との会話は自粛してください。

4 試験室内の換気

試験室内では、窓やドアを定期的に開放するなど、外気を取り入れる換気を行いますので、室温の高低に対応できる服装を準備願います。

5 試験実施時の対応

試験の実施に当たっては、上記のほか、次に掲げる感染予防対策を講じます。

(1) 感染予防のため、試験監督者はマスクを着用します。

(2) 試験会場内の必要な個所に、手指消毒液を配備します。手指消毒液はアルコール消毒液を準備する予定ですが、アルコール消毒液が体質上合わない方におかれましては、ご自身の体質に合った携帯用除菌スプレー（除菌シート）や手袋等を持参されるようお願いいたします。

6 その他

(1) 試験当日は検温を実施しますので、受付は早めにお願いします。

(2) 感染拡大防止対策の徹底に関して、本注意事項に記載した事項を守らない場合や、試験会場で試験監督者の指示に従わない場合には、受験をお断りすることがありますので、ご注意ください。

(3) 試験会場で受験をお断りした場合には、再試験等の措置及び受験料の返還はいたしません。

(4) 試験会場内では、ゴミ箱及びトイレのハンドドライヤーは使用できません。ゴミは各自お持ち帰り願います。

(5) エレベーターを利用される場合は、利用者同士が過密とならないようご配慮願います。

(6) 保健所等の公的機関からの要請により、氏名、連絡先等が提供され得ることを予めご了承ください。

(7) 今後、感染症を巡る状況が大きく変化し、本試験の実施方針や試験地及び試験会場等に変更が生じた場合には、当協会ホームページに掲載してお知らせしますので、当協会ホームページをご確認願います。